

ゲーグルマップにおける竹島表記に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年三月六日

佐藤正久

参議院議長 平田健二殿

グーグルマップにおける竹島表記に関する質問主意書

我が国固有の領土である竹島の住所表示は、島根県隠岐郡隠岐の島町竹島官有無番地である。

平成二十三年十一月二十九日に開催された参議院外交防衛委員会において、グーグルジャパンが運営するグーグルマップにおける竹島の表記及び所在地が韓国領になっていることを指摘し、グーグルマップの利用者数等に鑑みた場合、その表記により、内外に誤解を与えかねないとの理由から、玄葉外務大臣に対して、外務省として確認し、速やかなる訂正を求めることを要望した。

その後、竹島の表記等の一部の改善は見られたが、竹島の所在地・住所等については、何ら改善は認められない。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 グーグルマップにおける誤った表記に関して、政府は、如何なる見解をもっているのか。

二 グーグルマップにおける誤った表記に関して、政府は、グーグル社に対し、如何なる改善申入れを行っているのか。その頻度、要請者の役職、相手先の役職及び対応ぶり、改善されない理由などについて、明らかにされたい。

三 今後、改善が認められない場合、政務三役による改善申入れを行うべきと考えるが、政府の見解如何。
右質問する。